

(別紙 1)

水稻作付誘導目標について

(単位：上段は作付割合%、下段は作付面積 ha)

品種名	平成 21 年産 作付実績	平成 22 年産 作付見込	平成 25 年産 作付目標	備 考
コシヒカリ	36.4 13,000	36 12,600	31 11,000	一部を「彩のかがやき」 「彩のみのり」に転換
彩のかがやき	28.3 10,100	31 11,000	34 11,800	「コシヒカリ」からの転換 晩植地域は「彩のほほえ み」「彩のみのり」に転換
キヌヒカリ	18.5 6,610	19 6,500	17 6,000	一部を「彩のみのり」に 転換
朝 の 光	5.1 1,820	3 1,000	－ －	全面「彩のみのり」に転 換
彩のみのり	0.3 104	2 700	9 3,000	「朝の光」とその他品種 から転換
彩のほほえみ	0.0 14	0 50	1 200	晩植地域の直売対応を 中心に作付拡大
そ の 他	11.4 4,050	9 3,150	9 3,000	酒造好適米、もち米や特 定需要米等
水 稻 合 計	100 35,700	100 35,000	100 35,000	

作付面積の上位 3 品種は統計値、その他の品種は生産振興課推定値

上記品種構成は主食用米のみとし、新規需要米については外数とする

合計値はラウンドのため一致しない場合がある

(別紙2)

地域別・作期別の作付方向について

本県の米づくりは、4月下旬移植の早期栽培から6月下旬移植となる麦あと晩植栽培まで長期にわたる多様な作型が存在している。

このため、県産米として一体感のある取組とロットの拡大が重要であり、それぞれの地域の生産条件を配慮した上で品種の集約を図るものとする。

なお、品種集約にあっては、「コシヒカリ」「彩のかがやき」「キヌヒカリ」「彩のみのり」を組み合わせ、各地域で原則として3品種に集約する。

1 早期・早植地域

県南・東部水田地帯については、当面は「コシヒカリ」及び「彩のかがやき」を基幹品種として作付け、作期分散が必要な場合には「彩のみのり」を組み合わせた体系とする。

「コシヒカリ」の移植の前進化は白未熟粒の発生を助長する（高温障害を受けやすい登熟前半が最も気温の高い時期と重なる）ため、移植時期を遅らせる等の対策を講じるものとする。

なお、水田を有効に活用し、収益性の向上を図るため、湿田地帯では実需者ニーズに応じた新規需要米の作付を考慮する。

2 普通栽培地域

県央西部地帯及び県北畑作地帯では、「彩のかがやき」と「キヌヒカリ」を基幹品種として作付け、作期分散が必要な場合には「彩のみのり」を組み合わせた体系とする。

「彩のほほえみ」については、直売所や消費者への直接販売など、地域ブランドとして作付けを行う。

なお、主食用米の需要に応じた生産を行うため、野菜や大豆などの転作作物を適切に組み合わせ、乾田においては麦との二毛作を基本とする。

3 米麦二毛作地域

県北二毛作地帯では、麦との二毛作を基本とし、「キヌヒカリ」を基幹品種として作付け、作期分散のため大麦あとでは「彩のかがやき」を、小麦あとでは「彩のみのり」を組み合わせた体系とする。

「彩のほほえみ」については、直売所や消費者への直接販売など、地域ブランドとして作付けを行う。

なお、主食用米の需要に応じた生産を行うため、大豆等の転作作物を適切に組み合わせるとともに、麦の安定生産のため、収穫作業が終了するまでは、周辺ほ場への湛水は避ける。

4 山間・山沿地域

秩父郡市を中心とする山間・山沿地帯は水田面積が少なく、ほ場の大区画化も難しいことから、自然環境を活かした、特色ある産地として「キヌヒカリ」を基幹品種とした生産を行う。

(別紙3)

品種別の作付方向について

生産振興方針の円滑な推進を図るため、品種毎の方向性は下記のとおりとする。

1 基幹品種

(1) コシヒカリ

県南・東部水田地帯の銘柄米であるが、本県産の「コシヒカリ」は、一部ブランド地域を除き販売戦略が不明確である。また、温暖化の進展に伴う品質の低下も懸念されるため、その品質・食味を確保できる範囲内で、需要に見合った生産を行うこととし、一部を「彩のかがやき」や「彩のみのり」に転換する。

また、本県の特徴が活かせる市場性の高い新たな品種の導入を検討する。

(2) 彩のかがやき

安定した品質・食味で、病虫害複合抵抗性を持ち減農薬栽培が容易であることなどから、本県のブランド米として順調に作付拡大が図られてきた。

今後とも、ブランド米として、さらなるレベルアップを図るため、その特性を活かした減農薬栽培を基本とし、食味の安定している早植栽培を中心に作付拡大を図る。

なお、普通栽培地帯においては、食味を確保するため、6月上旬までの移植が可能な地域での作付けを徹底する。

(3) キヌヒカリ

普通栽培地帯の良食味米として、消費者等から評価を受けているため、当面は概ね現在のシェアを維持するものとするが、耐倒伏性や耐穂発芽性等に課題があり、生産が不安定となっていることから、麦あとでも食味が確保され、栽培性にも優れた新品種への転換を検討する。

2 補完品種

(1) 彩のみのり

大粒・良質で、病虫害複合抵抗性を持ち減農薬栽培が容易であることから「朝の光」を全面転換するとともに、適正な作付体系を確保するため、「コシヒカリ」や「キヌヒカリ」の一部からも転換を行う。

なお、実需者評価が未確定であることから、今後の評価に応じて位置づけを見直していくものとする。

(2) 彩のほほえみ

6月下旬の晩植で「コシヒカリ」並に食味が良いことから、米麦二毛作地域を中心とした田植えの遅い地域における「地域ブランド米」として、地域における指導体制の確立と販売戦略の策定等を前提に産地を育成していくものとする。

ただし、もみ枯細菌病に弱いことから、適切な栽培管理を行うものとする。

3 特定需要品種

「さけ武蔵」「峰の雪もち」「へいせいもち」などについては、それぞれの用途の需要に応じた生産を行う。

(別紙 4)

適切な肥培管理について

栽培基準や栽培指針に準じた肥培管理を基本とする。

特に、以下に留意した生産を行うものとする。

なお、実需者・消費者から特殊な栽培方法等の要望があった場合には、その実現性を考慮しながら適切に対応する。

1 種子更新の徹底

品種固有の特性を発揮し、実需者・消費者に信頼される米生産を行うため、生産者に対する種子更新の必要性を明確にした啓発活動を関係団体と連携して展開し、種子更新率の向上を推進する。

2 品質・食味向上のための栽培管理技術の徹底

地域の土壌条件・作期に応じた、きめ細やかな情報提供を行うとともに、栽培指針に沿った適切な栽培管理が行われるよう指導を強化する。

特に「彩のかがやき」は、本県ブランド米としての評価を確立するため、病虫害複合抵抗性という品種特性を活かした減農薬栽培と品種特性が発揮できる移植晩限の遵守を徹底する。

その他品種については、需要に応じた価格帯での販売が可能となる食味・品質と収量性のバランスに配慮した肥培管理とする。

また、食味計等を活用して食味の状況を把握するとともに、食味と肥培管理や土壌条件（デジタル土壌図が活用できる）等の影響を解析等して、地域における次年度の食味向上対策に活用する。

3 品質・食味維持のための収穫及び乾燥・調製の徹底

適期収穫の励行や適切な乾燥により食味・品質を確保するとともに、品種や作柄に応じた適正なグレーダーの網目を選択し、整粒歩合の向上を図る。

4 安定生産のための土づくりの徹底

地域の有機性未利用資源（家畜糞尿、食品残さ、剪定枝など）を原料とした堆肥や土壌診断に応じた土壌改良資材の適切な施用による地力向上と土壌物理性の改善を図り、気象の影響等を受けにくい豊かな土づくりを推進する。

堆肥等の施用に当たっては、使用する堆肥の肥料成分や分解特性を考慮した投入量とし、化学肥料と併用する場合には、堆肥等から発現する肥料成分を勘案して減肥を行う。

(別紙5)

実需者・消費者に信頼される生産・流通・供給販売体制の強化について

生産と消費が近接あるいは混在している本県の特性を活かして、実需者・消費者の信頼を確保するため、以下の取組を重点的に実施するものとする。

1 県産ブランドの定着・グレードアップの推進

本県は、気象条件に恵まれ病虫害の発生が少ないことに加え、病虫害複合抵抗性品種の導入が進んでいることなどから、農薬使用量が少ない。

また、生産と消費が近接あるいは混在化していることから、容易に産地の状況が確認できるという「安心感」のある米づくりが可能である。

そこで“「安心」で「おいしい」お米”を統一ブランドコンセプトとし、県産米としての一体感を創出して産地イメージの定着を図る。

特に「彩のかがやき」については、取扱いのある販売店または利用している飲食店等との協働により、県民に対する情報提供を積極的に展開し、一層の認知度向上を図るとともに、購入が促進される取組を実施する。

2 農産物検査受検の徹底

信頼性を確保するため、飯米を除いて農産物検査受検を徹底し、産地・品種銘柄を明確する。なお、検査機関は自ら集荷しない米穀の検査についても積極的に実施するよう努める。

3 生産工程管理とトレーサビリティの確保

平成22年10月1日には米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律が施行され、産地情報の伝達が義務付けられることから、生産工程管理・記帳を定着させ、トレーサビリティを確保する。

また、高付加価値を目指す産地や経営体では、法で義務付けられている情報に加え、GAPの手法を活用するなどして詳細な情報を消費者に伝達することなどにより産地の信頼性を高める。

4 安全・安心な生産体制の整備

安全・安心な県産米を供給するため、農薬使用基準の遵守等について周知徹底を図る。

5 減農薬・減化学肥料栽培及び特定需要米の生産拡大の推進

減農薬・減化学肥料栽培の取組については、販売先のニーズを把握し、需要に応じた生産を行うとともに、県の特別栽培農産物認証制度を活用するなど、信頼性の確保に努める。

また、酒造好適米等の特定需要米については、需要拡大を推進するとともに、販売先のニーズに対応した品質と数量の確保が可能な地域に限定して作付けを行う。

6 消費者・実需者に対する啓発活動の展開

県産米の県内流通・消費を拡大するため、あらゆる機会を捉えて情報発信を行うとともに、地域における産消交流を支援し、県産米購入の機運を高める。

(別紙6)

経営スタイルに応じた生産・流通体制の整備について

多様化する実需者・消費者ニーズに対応するため、農業者の経営スタイルに応じた栽培体系への誘導を図る。

1 スケールメリットを活かした大規模経営（集落営農・集団を含む）タイプ

農地の利用集積や新技術・資材などを組み合わせ、効率的な作業体系による省力・低コスト化を徹底し、生産費の低減を進める。

また、安定した食味・品質が確保できるよう、品種特性を十分に発揮できる肥培管理の徹底を図る。

なお、販売については、ロットの確保による有利販売を行うため、J A等の広域集荷業者を通じて行う。

2 販売先を確保した直販による高付加価値化経営タイプ

ターゲットとする顧客層のニーズを把握するための調査等を実施し、求められている品質・価格等を明確にする。

明確となった品質・価格を実現するとともに、より高度な栽培技術や積極的な栽培履歴の公表など、顧客の信頼感を高めることで、安定した継続的な取引を進め、さらに既存顧客の評価をPRすることなどにより新規顧客の開拓も進める。

3 自家消費を中心とした生産者

基本的には、各農家の判断とするが、出荷分がある場合には種子更新や農産物検査の受検などを行い、J A等の広域集荷業者通じた販売により、県産米として流通できるようにする。